

議案第四十三号

久原地区は場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期

及び方法について

次のとおり久原地区は場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二條第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 事業の名称及び工事名 ほ場整備事業

久原地区ほ場整備工事

二 施行場所 三朝町大字久原及び助谷の地内

三 経費の賦課基準 事業費の三十パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例

第十八号）の例による。